○厚生労働省告示第四百二十六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、次の団体を同法第四十条第一項に定める認定個人情報保護団体として認定したので、同法第三十七条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　団体の名称　特定非営利活動法人　検定協議会

二　主たる事務所　兵庫県神戸市中央区江戸町八十五の一ベイ・ウィング神戸ビル九階

三　団体の代表者　理事　中田　泰子

四　認定の日　平成二十七年三月十三日

○経済産業省告示第二百二十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十七年十月十六日

経済産業大臣　林　幹雄

災害名	地域	指定の期間
平成二十七年台風二十一号による災害	沖縄県	平成二十七年九月二十八日から平成二十八年一月十五日まで
	与那国町	

○経済産業省環境省告示第十六号

割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年経済産業省環境省令第一号）第五条第三項の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が告示で定める日を次のように定める。

平成二十七年十月十六日

経済産業大臣　林　幹雄

環境大臣　大塚　珠代

割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年経済産業省環境省令第一号）第五条第三項に規定する環境大臣及び経済産業大臣が告示で定める日は、京都議定書第一回締約国会合における京都議定書の遵守に関する手続と制度に関する決定を勘案して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一　国の管理口座への償却を目的とする算定割当量の振替の申請を行う場合　平成二十七年十月十九日

二　他の締約国に存在する口座への算定割当量の振替の申請を行う場合　平成二十七年十一月九日

○国土交通省告示第千六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北湯原沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

長野県北安曇郡小谷村大字北小谷

字十二平

三〇四八番

三〇五九番口

三〇七三番一及び三〇七三番二

三〇七三番口及び三〇七三番ニ

三一〇六番一及び三一〇六番二

三一〇七番一及び三一〇七番二

三一〇七番イ及び三一〇七番ロ

三一〇八番

三一〇九番一

三一〇〇番一及び三一〇〇番イ

字まどの本

字のどくち

三一〇一番

三一〇二番イ及び三一〇二番ロ

三一〇三番一、三一〇三番二及び三一〇三番イ

三一〇四番イ、三一〇四番八及び三一〇四番ニ

三一〇五番一、三一〇五番二及び三一〇五番ロ

字小み山

字中島

三一一一番

三一一二番

三一一三番

三一一八番

字ヤスミバ

三一二二番

三一二八番イ及び三一二八番ロ

三一二九番イ

字水口

三一三一番イ

三一三二番イ及び三一三二番ロ

三一三三番

字クゾバ空

三一三五番一及び三一三五番イの一

長野県北安曇郡小谷村大字北小谷

一二三六八番

一二三六九番

一二三七一番

一二三七二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡小谷村大字北小谷

字小み山　三一一一番　一号

三〇四二番　二号及び四号

字仙ノ木道　三〇四一番ロ　三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ビヤクボ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成五年建設省告示第九百四十号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び平成八年建設省告示第二千二百八十七号で指定した同号十六に掲げる土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡白馬村大字神城

字ビヤクビ　三六七番一　一号

三五七番　三号

三五八番　四号

三六〇番　五号

三六七番三　七号

字ハンノ木原　三四〇番一　二号

字滝沢　五八五一番一　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

此入沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

長野県上田市真田町傍陽

字樋ノ口　九六八六番

九六八七番

九六八八番

九六九〇番一、九六九〇番口及び九六九〇番ハ

九六九一番

九六九二番

九六九三番一及び九六九三番二

九六九四番一及び九六九四番二

字前ノ田

九六六八番

九六六九番一から九六六九番六まで

九六七〇番

九六七一番

九六七二番イ及び九六七二番ロ

九六七三番から九六七七番まで

九六七八番イ及び九六七八番ロ

九六七九番

九六八〇番

九六八三番ロ

一二三八四番から一二三八番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長野県上田市真田町傍陽

字樋ノ口　九六九五番一　一号

九六九二番　二号

字前ノ田　九六六九番一　三号

九六六二番　四号

九六六五番　五号

九六四五番　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

立谷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県小県郡青木村大字田澤

字上木戸　六三四番

六三五番

六七七番二及び六七七番三

字中尾　六八二番から六八七番まで

字駒鞍　六四九番

六五〇番イ及び六五〇番一

六五一番一から六五一番三まで

六五一番三地先無番地

六五四番一及び六五四番二

六五五番一